

鶴岡市上下水道事業公告第2号

格付指定型一般競争入札の公告

下記のとおり、格付指定型一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び鶴岡市契約に関する規則（平成17年鶴岡市規則第54号）第15条の規定に基づき公告する。

令和8年2月18日

鶴岡市長 佐藤 聰

1 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場 所 鶴岡市上下水道部2階大会議室
(2) 日 時 令和8年3月6日(金)午前9時00分

2 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 鶴岡市公共下水道事業 雨水九分溝2113～2148号路面復旧工事
(2) 工事場所 鶴岡市 大西町 地内
(3) 工事内容 設計図書のとおり（現場説明会は行いません。）
設計図書に疑義があるときは、文書で受付します。
①質問受付日 令和8年2月27日(金)午前10時まで
②回答 答 令和8年3月2日(月)午後4時から
(4) 工期 令和8年3月16日(月)から令和8年6月26日(金)内、82日間
※本工事は余裕期間設定工事です。余裕期間に関する事項については別紙のとおりです。
(5) 予定価格 14,050,000円（消費税及び地方税消費税を含まない。）

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

- (1) 鶴岡市建設工事指名競争入札参加者の格付けに関する規定（平成17年鶴岡市告示第19号）に基づき格付けされた者で、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

①	工種及び格付	舗装工事Bかつ土木一式工事A
②	市内本店・営業所要件	市内に本店を有すること。
③	技術者要件等	別添、本工事「仕様書」による。
④	工事実績	—————

- (2) 暴力団排除について、鶴岡市建設工事請負契約約款第49条第11号の規定に該当しない者であること。

- (3) 建設業法の適用を受ける公共工事については、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者又は主任技術者を置かなければならないため、あらかじめ配置予定技術者をご確認ください。

また、監理（主任）技術者制度を的確に運用するため国土交通省ホームページ内の「監理技術者制度運用マニュアル」もご確認ください。

※「監理技術者制度運用マニュアル」のうち「五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成」について、鶴岡市では「鶴岡市建設工事元請下請関係適正化指導要領」で定めておりますのでご確認ください。

(<https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/nyusatsu/nyuusatukeiyakuseido/sitaukesidouyouryou.html>)

- (4) 現場代理人については、市のホームページ「入札情報」に掲載している「（お知らせ）建設工事における現場代理人の兼務可能要件について」を参照ください。本工事における現場代理人は、監理技術者（特例監理技術者を含む。）の配置を要しない場合において、

落札者の申請に基づき発注者が承認するときに限り、別件工事の現場代理人との兼務を認めます。

4 契約条項等を示す場所

- (1) 閲覧場所 鶴岡市ホームページ及び鶴岡市上下水道部
- (2) 閲覧期間 入札日の前日まで

5 入札、契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約金額の 10 分の 1 相当額

6 入札参加者の申請及び確認

- (1) 令和 8 年 3 月 4 日（水）までに格付指定型一般競争入札参加資格確認申請書 2 部を、
鶴岡市上下水道部総務課契約検査室に持参してください（郵送可（返信用封筒を同封のこと）。ただし、期限まで必着。）。1 部受付印を押印し返却します。
- (2) 建設業法の適用を受ける公共工事の元請になるには、有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「結果通知書」という。）が必要です。
経営事項審査の申請を行っただけでは公共工事を請け負うことはできず、審査が終了し、結果の通知を受けていなければ入札参加申請及び入札に参加することが出来ません。入札参加申請受付の際に契約締結日以降まで有効な結果通知書の確認を行いますので、入札参加申請書の裏面にコピーして入札参加申請を行ってください。別紙としての添付も可能です。

※申請書受付の最終日から契約締結までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないこと。申請書受付後に指名停止措置を受けた場合は受付を取り消し、入札に参加することができない。落札決定後、契約締結までに指名停止措置を受けた場合は落札決定を取り消す。

7 その他入札に関する条件

- (1) 「入札条件」、「鶴岡市入札要綱」、「鶴岡市建設工事格付指定型一般競争入札実施要綱」をご覧ください。鶴岡市建設工事格付指定型一般競争入札実施要綱第 10 条により、入札を中止する場合があります。
- (2) 入札の際は第 1 回目の入札書の金額と同額の工事費内訳書に所在地、商号、代表者名を記入し押印のうえ提出すること（金抜き設計書の項目で単価明細は不要です）。提出が無い場合は入札に参加することができません。
- (3) 本工事は、鶴岡市上下水道部変動型最低制限価格制度の対象となります。落札決定に当たっては予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者といたします。最低制限価格を下回る入札が行われた場合、当該入札参加者は失格となります。

詳細は市のホームページ内の「鶴岡市上下水道部変動型最低制限価格制度実施要綱」を参照ください。

(https://www.city.tsuruoka.lg.jp/kurashi/suido/suido_nyusatsu/hendou.files/hendou.pdf)

- (4) 本工事は、発注者指定型の週休 2 日（月単位）確保工事です。特記仕様書又は現場説明書事項をご確認ください。詳細は市のホームページ内の「鶴岡市建設工事週休 2 日確保工事実施要領」を参照ください。

(<https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/nyusatsu/nyuusatukeiyakuseido/keiyaku0120220401173.html>)

- (5) 請負代金額が 130 万円を超える工事については前払金を請求することができます。また、請負代金が 1,000 万円以上で要件を満たした工事については中間前払金を請求することができます。（鶴岡市建設工事請負契約約款第 36 条第 1 項及び第 3 項）

8 問い合わせ先 鶴岡市上下水道部総務課契約検査室 電 話 23-7731
997-0819 鶴岡市の人見町 2 番 10 号 F A X 22-9690

別紙（第6条関係）

余裕期間設定工事について

（鶴岡市公共下水道事業　雨水九分溝 2113～2148号路面復旧工事）

本工事は、柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などを確保できるようにすることで、施工時期等の平準化を図ることを目的として行う余裕期間設定工事である。

余裕期間設定工事の実施にあたっては、鶴岡市余裕期間設定工事試行要綱（令和2年3月26日告示第77号。以下「要綱」という。）による。

なお、余裕期間設定工事における留意すべき項目については次のとおりである。

1 実工期 82日間

2 工事開始期限日 令和8年4月6日（月）

3 契約締結日について

受注者は、落札決定日から13日以内（土日・祝日を含む）の任意の日を契約締結日として定めるものとする。

4 工事開始日について

受注者は、契約締結日から工事開始期限日までの期間（土日・祝日を除く）の任意の日を工事開始日と定め、工事開始日通知書（別記様式）を発注者に提出しなければならない。

5 余裕期間中における取扱いについて

- (1) 余裕期間を定めることにより増減した経費は、変更契約の対象としない。
- (2) 現場代理人及び主任（監理）技術者（以下「技術者等」という。）の配置は不要である。
- (3) 契約担当者を除き、現場へ立ち入ることはできない。
- (4) 現場において資材の搬入、仮設物の設置その他の工事の開始に相当する行為を行うことはできない。

6 契約等手続について

- (1) 工事請負契約書に記載する工期は、余裕期間を除いた実工期とし、その他の事項欄に余裕期間設定工事であることを記載すること。
- (2) 契約保証に係る期間は、契約締結日から実工期の末日までの期間を含めること。
- (3) 鶴岡市建設工事請負契約約款第3条の規定に基づく工程表には、実工期の期間を記載すること。
- (4) コリングスの受注時登録を行う場合においては、工期及び技術者等の従事期間は実工期で登録するとともに、工事概要欄に余裕期間設定工事であることを記載すること。